

《商品概要説明書》

東日本信用漁業協同組合連合会

2023.5.1 現在

商品名	J Fローン（ジャックス保証）教育ローン	
ご利用いただける方	以下のすべての条件に該当する個人の方 <ul style="list-style-type: none"> ● お申込時満20歳以上、完済時満81歳以下の安定継続した収入のある方 ● 保証会社（(株)ジャックス）の保証が受けられる方 	
資金使途	幼稚園から短大・大学・大学院・高専・専門学校・予備校までの以下の教育資金 <ul style="list-style-type: none"> ● 入学・在学に必要な一切の資金（在学予定期間内） ● 現金・デビットカードによる支払済み教育関連資金 ※但し、お申込受付前3ヶ月以内の支払済みの資金とします。 ● 他の金融機関の教育ローンの借換資金（直近6ヶ月以内に延滞がない事／返済実績が無くても借換対象となります。） 	
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 10万円以上1,000万円以下（1万円単位） ※但し、借換資金のみの場合は残存一括返済金額を上限とします。	
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 6ヶ月以上17年以内（月単位） ※但し、借換資金のみの場合は残存返済期間を上限とします。	
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定金利 年2.90% ※会員の（准）組合員、会員の（准）組合員家族、漁業従事者、漁協系統職員、漁協系統職員家族、地方公共団体職員は上記金利から0.20%軽減します。 ※家族とは、同居の3親等以内および別世帯の2親等以内の親族とします。 ● 当連合会との取引内容に応じて適用金利より最大年0.50%の金利引下げが ございます。 	
	金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）	引下げ幅
	水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方	年▲0.10%
	インターネットバンキングをご利用されている方	年▲0.10%
	クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方	年▲0.10%
	キャッシュカードをご利用されている方	年▲0.10%
	住宅ローンをご利用されている方	年▲0.10%
	口座振替を3件以上ご利用されている方	年▲0.10%
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 元利均等毎月返済 ● 元利均等毎月返済と元利均等半年毎増額返済の併用 但し、半年毎増額返済の元金合計は融資金額の50%以内（1万円単位）とします。 ● 元金据置返済は最長7年間とし、据置期間中は毎月利息返済のみとします。 ※元金据置期間の上限は入学前の7ヶ月以内＋在学期間＋卒業後の3ヶ月以内としますが、上位校への進学・留年・留学・第二子への移行等により通算7年間までの据置期間の延長を可とします。 ● 毎月5日、15日、25日（休業日の場合は翌営業日）の何れかから選択し、返済用貯金口座から自動引落により返済いただきます。 	

担保	● 不要です。				
連帯保証人	● 原則、不要です。 (株)ジャックスが保証します。				
保証料	● 借入利率に含まれております。				
事務手数料	● 1, 100円(税込)をいただきます。				
繰上返済手数料	● JFローンを繰上返済される場合は、次の手数料を申し受けます。 <table border="1" data-bbox="485 389 1007 488"> <thead> <tr> <th>返済条件</th> <th>金額(税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全額繰上返済</td> <td>3,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一部繰上返済はご利用できません。</p>	返済条件	金額(税込)	全額繰上返済	3,300円
返済条件	金額(税込)				
全額繰上返済	3,300円				
その他手数料	● 返済条件変更の際には、手数料3,300円(税込)を申し受けます。				
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という)につきましては、当連合会本店(電話:03-3458-3864)もしくは各都県域を統括する支店にお申出下さい。当連合会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JFマリンバンク相談所(電話:03-6631-3226)でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、JFマリンバンク相談所(電話:03-6631-3226)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。※詳しくは、当連合会のホームページをご覧ください。か、当連合会本店(電話:043-242-6505)にお問い合わせ下さい。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てる事も可能です。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031) ◇ 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588) ◇ 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249) <p>また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 現地調停:東京の弁護士会と東京以外の地域の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ✓ 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容はJFマリンバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせ下さい。 				
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページ上から仮審査をお申込みいただけます。 ● 借入利率は窓口、またはホームページでご確認下さい。 				

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">● ホームページで返済額のシミュレーションがご利用できます。● お申込に際しては、当連合会および保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承下さい。● 詳しくは、お取引している店舗の融資窓口にお問い合わせ下さい。 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

東日本信用漁業協同組合連合会